

夕張市税条例の一部改正について

1. 地方税法等の一部を改正する法律の施行

《軽自動車税の見直しの概要》

- 1) 軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は 1.5 倍、その他は約 1.25 倍に引上げ(H27 年度分から)
※軽四輪車等は、H27 年 4.1 以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用
- 2) 最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね 20% の重課を導入(H28 年度分から)
- 3) 原付及び二輪車の標準税率を約 1.5 倍(最低 2,000 円)に引上げ(H27 年度分から)

2. 軽自動車税の課税状況

平成 19 年度以降、自主財源の確保策として超過税率(制限税率)を採用

【 財政再生計画(抜すい)】

第 4 5 市税については法令上の税率などを踏まえ平成 19 年度から見直しを行なったところであり、引き続き、以下のとおりとする

軽自動車税 標準税率の 1.5 倍 (=法令上の上限・制限税率)

3. 基本的な考え方

- 1) 税法改正による標準税率の大幅引き上げは想定外
- 2) 制限税率の本市において更なる市民負担を求めることは非常に厳しい
- 3) 自主財源の確保策として財政再生計画に見込んだ超過税率の継続は必要

4. 夕張市税条例の改正(案) ~ 別紙「税率改定表」のとおり

1) 標準税率の引上げに伴い新たに超過税率の設定

「税法改正に準じ標準税率の引上げを行なった上で、従来超過税率として加算している金額をそれぞれの区分ごとに上乘せ」

※一律 1.5 倍でなく、区分ごとで異なる(1.25~1.4 倍)

2) 税法改正の内容に準じ「重課」の導入

◆参考例 区分=軽自動車・四輪・乗用・自家用

〈改正前〉標準税率 7,200 円 → 【1.5 倍】 10,800 円 (3,600 円加算)

〈改正後〉標準税率 10,800 円 → 【3,600 円加算】 14,400 円

(参考) 標準税率 10,800 円 → 【1.5 倍】 16,200 円 ※負担減 1,800 円